

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等における 現場代理人及び主任技術者等の運用

平成30年9月13日
徳島県県土整備部長

1 目的

この運用は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等に係る入札・契約制度の臨時措置」のうち、現場代理人及び主任技術者等の配置要件等の運用について定めたものである。

2 定義等

この運用において臨時措置対象工事とは、次のすべてを満足する工事をいう。

ア 工事箇所が三好市内にある

イ 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業又は災害関連事業により施行する工事

ウ 平成30年9月18日から平成31年3月31日の間に指名通知又は入札公告した工事

なお、徳島県が発注する工事以外の工事も含む。

また、徳島県発注工事は特記仕様書に臨時措置対象工事であることを明示するとともに、工事名の最後に（臨時措置）と記載する。

3 現場代理人及び主任技術者等の配置要件等にかかる緩和措置

（1）現場代理人の工事現場の兼務

現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル（平成30年7月徳島県県土整備部、以下「設置マニュアル」という。）において「10 現場代理人の工事現場の兼務（1）常駐義務を緩和可能な工事現場の場合（当面の運用）」で規定する兼務の要件及び兼務の手続きを次のとおり改める。

ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の常駐義務を緩和し、他の工事現場への兼務が可能と認めたときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置するための必要な手続きをしなければならない。

なお、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応しなければならない。

また、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。

（ア）三好市として合併する前の旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村、旧東祖谷山村を地区単位として、同一の地区における5つの工事。

ただし、臨時措置対象工事以外の工事はこのうち3つまでとする。

（イ）当初請負代金額が3,500万円未満の工事。

ただし、臨時措置対象工事以外の工事は2,500万円未満とする。

イ 兼務の手続き

受注者は、現場代理人を工事現場に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。

（ア）受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。

（イ）受注者は、協議の結果、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届（様式5）」並びに「現場代理人及び主任技術者選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。

発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員等に様式5を送付するとともに協議を行い、現場代理人の兼務が可能か確認を行うものとする。

なお、受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、別の現場代理人を選任し、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出しなければならない。

また、受注者又は監督員は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに現場代理人を変更する手続きを行わなければならない。

(2) 専任を要する技術者の工事現場の兼務

設置マニュアルにおいて「1.1 専任を要する技術者の工事現場の兼務 (1) 同一の専任の主任技術者が管理できる工事現場の場合(当面の運用)」で規定する兼務の要件及び兼務の手続きを次のとおり改める。

ア 兼務の要件

次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者の兼務を認めるものとする。

(ア) 西部総合県民局県土整備部三好庁舎管内で施工する3つの工事。

ただし、臨時措置対象工事以外の工事はこのうち2つまでとする。

なお、請負代金額は問わない。

(イ) 徳島県発注工事以外の工事は、三好市として合併する前の旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村、旧東祖谷山村を地区単位として、同一の地区における臨時措置対象工事であること。ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事はこの限りではない。

(ウ) 西部総合県民局が発注する県土整備部所管工事及び農林水産部所管工事以外の工事と兼務させる場合は、各工事の監督員の了解が得られていること。

(エ) 兼務する全ての工事専任の監理技術者として従事していないこと。

イ 兼務の手続き

受注者は、主任技術者を工事現場に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければならない。

(ア) 西部総合県民局県土整備部又は農林水産部が所管する工事との兼務

① 受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届(様式4)」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後7日以内に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

② 受注者は、発注者に「主任技術者兼務届」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「主任技術者兼務届」を提出し確認を受けなければならない。

(イ) 上記(ア)以外

① 受注者は、主任技術者の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。

② 受注者は、協議の結果、発注者が主任技術者の兼務が可能と認めた場合、「主任技術者兼務届(様式4)」並びに「現場代理人及び主任技術者選任通知書」に必要となる事項を記入し、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合は契約後7日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員等に様式4を送付するとともに協議を行い、主任技術者の兼務が可能か確認を行うものとする。

この確認において、兼務配置となる他の工事専任の主任技術者の兼務が認められないときは、総合評価落札方式においては当該技術者のみを配置予定技術者として申請している場合には入札の失格、その他の場合は別の主任技術者を選任し、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出しなければならない。

(3) 土木施工管理技術検定制度等の活用

臨時措置対象工事のうち土木一式工事においては、徳島県土木工事共通仕様書（平成 28 年 7 月 徳島県県土整備部）1-1-1-14「土木施工管理技術検定制度等の活用」は適用しないこととし、次により取り扱う。

受注者は、土木一式工事の場合で、当初請負対象金額が 9,000 万円以上となる場合は、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

ウ 監理技術者資格者証の交付を受けている者（土木工事業に関するものに限る。）。

4 適用

この運用は、徳島県西部総合県民局県土整備部が平成 31 年 3 月 31 日までに指名通知又は入札公告を行った案件で、工事箇所が三好市内にある建設工事に適用する。

現場代理人及び主任技術者等の兼務について

1. 同一旧市町村内(※1)の工事の場合

検討条件①

- ・工事Ⅰ～Ⅴは全て「臨時措置対象工事」
- ・下表はケース毎の兼務可能な最大のパターンを示す。

※1: 三好市として合併する前の旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村、旧東祖谷山村を地区単位として、同一の地区における工事

請負代金額に応じたケースごとに、以下のとおりとする。

【ケース1】 5つの工事の現場代理人と主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ	工事Ⅳ	工事Ⅴ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満
主任技術者	A	A	A	A	A
現場代理人	A	A	A	A	A

※いずれかの工事に変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人の兼務は引き続き可能であるが、いずれかの工事の主任技術者を交代させなければならないため、変更契約には注意を要する。

【ケース2】 現場代理人となっている者は、請負代金額3,500万円以上の他工事の現場代理人を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	B

※工事Ⅰ又は工事Ⅱが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	B	C

※工事Ⅰが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

【ケース3】 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	B	C
現場代理人	A	B	C

又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	C	D

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上))は、適用できない。

検討条件②

- ・「臨時措置対象工事」と通常工事(臨時措置対象工事以外)の兼務
- ・下表はケース毎の兼務可能な最大のパターンを示す。

請負代金額に応じたケースごとに、以下のとおりとする。

【ケース1】 5つの工事の現場代理人と主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ	工事Ⅳ	工事Ⅴ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円未満	2,500万円未満	2,500万円未満	2,500万円未満
主任技術者	A	A	A	A	A
現場代理人	A	A	A	A	A

※いずれかの工事に変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人の兼務は引き続き可能であるが、いずれかの工事の主任技術者を交代させなければならないため、変更契約には注意を要する。

【ケース2】 現場代理人となっている者は、請負代金額が臨時措置対象工事は3,500万円以上、通常工事は2,500万円以上の他工事の現場代理人を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円未満	2,500万円未満	2,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	B

※変更契約により工事Ⅰが請負代金額が3,500万円以上又は工事Ⅱが請負代金額が2,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円未満	2,500万円以上	2,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	B	C

※工事Ⅰが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	2,500万円未満	2,500万円未満
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	A	A

※工事Ⅱ又は工事Ⅲが変更契約により請負代金額が2,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	2,500万円未満	2,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	A	C

※工事Ⅱが変更契約により請負代金額が2,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

【ケース3】現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	2,500万円以上	2,500万円以上
主任技術者	A	B	C
現場代理人	A	B	C

又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	2,500万円以上	2,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	C	D

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合（下請総額4,000万円以上（建築一式工事は6,000万円以上））は、適用できない。

2. 西部総合県民局県土整備部三好庁舎管内の工事の場合

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
主任技術者	A	B	C
現場代理人	A	B	C

又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	C	D

【適用条件】

- ・請負代金額に関係なく適用できる。
- ・1つでも監理技術者となる場合（下請総額4,000万円以上（建築一式工事は6,000万円以上））は、適用できない。

【適用】 「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等の臨時措置対象工事」の主任技術者を兼務配置する場合
(様式4)

主任技術者兼務届

平成 年 月 日

(発注者) 殿

(受注者名)

住所

商号又は名称

代表者名

印

次の工事に係る主任技術者を兼務配置したいので届出します。

主任技術者	氏名	生年月日		平成 年 月 日	
		連絡先			
兼務させる予定の工事		臨時措置対象工事 (※3)		<input type="checkbox"/>	
発注機関名					
工事名					
路線名等					
工事箇所		申請可能な場所：※4			
当初請負代金額					
建設工事の種類					
工期		平成 年 月 日		～ 平成 年 月 日	
兼務する他工事		臨時措置対象工事 (※3)		<input type="checkbox"/>	
発注者名					
工事名					
路線名等					
工事箇所		申請可能な場所：※4			
当初請負代金額					
建設工事の種類					
工期		平成 年 月 日		～ 平成 年 月 日	
兼務する他工事		臨時措置対象工事 (※3)		<input type="checkbox"/>	
発注者名					
工事名					
路線名等					
工事箇所		申請可能な場所：※4			
当初請負代金額					
建設工事の種類					
工期		平成 年 月 日		～ 平成 年 月 日	

対象工事は
チェック

※1 県発注工事以外の工事と兼務する場合は、兼務する他工事の主任監督員等と協議の上、記入すること。

※2 本届は、各工事の契約事務担当者又は監督員に提出すること。

※3 臨時措置対象工事には☑をいれること。臨時措置対象工事については「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用」を参照 (URL: <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5021469/>)

※4 「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用」を参照

現場代理人兼務届

平成 年 月 日

(発注者) 殿

(受注者名)

住所

商号又は名称

代表者名

印

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので届出します。
 なお、工事の施工に当たり、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行います。
 また、関係法令等を遵守し、安全管理および工程管理に留意します。

現場代理人	氏名	生年月日	平成 年 月 日	連絡先		
現場代理人を兼務させる予定の工事			臨時措置対象工事 (※7)	<input type="checkbox"/>	対象工事は チェック	
発注機関名						
工事名						
路線名等						
工事箇所	申請可能な場所：同一市町村内 (※4)					
当初請負代金額	申請可能な金額：※8					
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日			
主任監督員名						
現場代理人の兼務となる他の工事			臨時措置対象工事 (※7)	<input type="checkbox"/>		
発注者名						
工事名						
路線名等						
工事箇所	申請可能な場所：同一市町村内 (※4)					
当初請負代金額	申請可能な金額：※8					
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日			
主任監督員等名	連絡先					
現場代理人の兼務となる他の工事			臨時措置対象工事 (※7)	<input type="checkbox"/>		
発注者名						
工事名						
路線名等						
工事箇所	申請可能な場所：同一市町村内 (※4)					
当初請負代金額	申請可能な金額：※8					
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日			
主任監督員等名	連絡先					
現場代理人の兼務となる他の工事			臨時措置対象工事 (※7)	<input type="checkbox"/>		
発注者名						
工事名						
路線名等						
工事箇所	申請可能な場所：同一市町村内 (※4)					
当初請負代金額	申請可能な金額：※8					
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日			
主任監督員等名	連絡先					
現場代理人の兼務となる他の工事			臨時措置対象工事 (※7)	<input type="checkbox"/>		
発注者名						
工事名						
路線名等						
工事箇所	申請可能な場所：同一市町村内 (※4)					
当初請負代金額	申請可能な金額：※8					
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日			
主任監督員等名	連絡先					

- ※1 各工事の主任監督員等と協議の上、記入すること。
- ※2 発注機関が異なる場合は、各工事の当初請負代金額及び建設工事の種類が分かる資料（入札公告書等）を添付すること。
- ※3 現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合は、監督員と協議し、現場代理人の変更手続きを行うこと。
- ※4 平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。
- ※5 当初請負代金額は、消費税を含むので注意すること。
- ※6 本届は、各工事の監督員等に提出すること。
- ※7 臨時措置対象工事にはをいれること。臨時措置対象工事については「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用」を参照
 (URL: <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5021469/>)
- ※8 臨時措置対象工事は当初請負代金額が3,500万円未満の工事。臨時措置対象工事以外の工事は2,500万円未満とする。